# 本会議録には、非公表の取扱いとなっている予定価格、落札率等が含まれているため、該当箇所は「(非公表)」と表記しています。

# 平成25年度 第1回 鳥取県西部広域行政管理組合建設工事等入札・契約審議会会議録

日 時 平成25年6月20日(木)午後2時

場 所 米子市淀江支所 2 階 第 3 会議室

出席者 委員:田中会長、中井委員、池田委員、村山委員

事務局:足立局長、亀尾次長、高浜次長、安藤次長、神庭課長、杉村課長、黒田 主査、矢倉主査、針田係長、西田主査、安野係長、舩越主査、足立補佐、 林原主幹、槇原主事

欠席者 田原委員

傍聴者 2名

議 題 1 報告事項

前回の審議会意見に対する報告について

2 審議事項

入札及び契約の運用状況(平成24年度予算に係る契約分)について その他

配付資料

- 1 入札及び契約に関する意見に対する報告について
- 2 入札及び契約の運用状況 抽出案件資料 (平成24年度予算に係る契約分)
- 3 消防・救急デジタル無線施設整備工事に係る公募型指名競争入札事務処理フロー

#### 会議内容

(日程1)開会 13:50

田中会長

それでは皆さん、一年ぶりでございます。田原委員さんが急遽欠席ということでございますので、全員揃っておられるようでございますので、招集時間よりも若干早いですけれども、始めさせていただきます。今、申し上げますように、一年に1回の会ですけれども、4回を重ねることになりました。委員の皆さん、それぞれ顔見知りになりましたし、また、審議においても少しずつ慣れてきたものも増えてきたと思います。どうか、皆さん方から忌憚のないご意見をいただきまして、西部広域行政管理組合の適正な入札制度の運用に寄与できればというような思いでいるところでございます。どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。事務局の皆さんもよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから進行させていただきます。日程に従いまして、それ では事務局長さん、ご挨拶をお願いいたします。

# (日程2)事務局長あいさつ

足立局長この度、四月一日から事務局長を拝任いたしました足立と申します。どうぞ

よろしくお願いいたします。

職員それぞれ、今回の人事異動でかわりましたので、ご紹介させていただきます。総務課長に神庭総務課長、その隣が、事務局次長兼施設課長の高浜次長でございます、それから、事務局次長で環境資源課長の安藤次長、事務局、この体制で四月からやっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は天気の悪い中、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。本日は最初に昨年ご意見いただきました最低制限を下回ったということで、失格者に対するアンケート等を実施し、その対策並びにご報告をさせていただきます。そのあと、委員の皆さんのお選びになった案件について、それぞれ審議していただいて、進行させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

短いですけど挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### (日程3)報告事項

田中会長ありがとうございました。それでは、報告事項に進ませていただきます。

前回の審議会意見に対する報告についてということで、よろしくお願い いたします。

足立補佐 入札財政係長をしております足立と申します。よろしくお願いいたします。 座ってご説明させていただきます。

では、はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の日程を書いたA4縦1枚ものの資料でございます。それから、資料1と右上に書いております、A4縦3枚ものの資料、「入札及び契約に関する意見に対する報告について」という資料でございます。それから、資料2、分厚い資料でございます。「入札及び契約の運用状況 抽出案件資料」と書いてございます資料です。それとこの資料2に関連いたしまして、資料2-1という資料がございます。これらは、委員の皆さまが抽出された案件ごとに、質問の内容に沿って指名通知表等の資料を調製したものでございます。それから、「委員別指定審議案件一覧」と書いてございますA4横1枚ものの資料でございます。それから、「入札及び契約の運用状況資料(平成24年度予算に係る契約分)」と書いてありますA4縦4枚ものの資料です。これは、委員の皆さまに事前に送付し、この中から今回審議する案件を抽出してもらったものです。それから、その他、当審議会条例、要領、委員さんの名簿につきましても事前に送付させていただいております。資料はございますでしょうか。

そういたしますと、資料 1「入札及び契約に関する意見に対する報告について」という資料をご覧ください。

まず、3枚目、一番最後のページでございますが、こちらが昨年度、当審議 会からご提出いただきました意見書でございます。

ご意見といたしましては、下記以降でございますが、読み上げさせていただきますと、「前回審議会の意見を真摯に受け止め、アンケート調査や原因分析、

対応策の実施などの取組みを行われたことについては、高く評価いたします。

今後も引き続き、最低制限価格を下回って失格となった者へのアンケート調査を実施され、対応策について検討を行い、次回審議会での報告をいただきたい。」との、ご意見をいただいたところでございます。

そこで、このことにつきまして、引き続き、事務局のほうで調査しておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

では、1ページに戻っていただきまして、失格者が発生した入札案件について、まず1点目、1の失格者に対する入札金額に関するアンケート調査の結果についてでございます。 調査対象期間は、平成24年4月1日から25年3月31日でございます。 の対象工事案件数は7件ございまして、平成23年度が14件でございましたので、7件減少しております。また、 調査対象業者数は、20者でございまして、平成23年度が33者でございましたので、13者減少しております。13者減少いたしましたことにつきましては、入札案件の設計に使用した積算要領を発注表に明記して、入札参加者に情報提供を行ったことなどが要因としてあるものと考えております。

調査内容といたしましては でございますが、失格となった者に対して、 応札金額が十分に工事を施工できる金額であったかどうか、それから、 失格 となった理由をどのように考えているのか、という2点について、アンケート を実施しております。その回答状況といたしましては、 に書いてございます。

応札金額が十分対応が可能な金額であったかどうかということにつきましては、「どちらとも言えない」との回答が4者ございましたものの、全体の8割に当たります16者から「可能である」と回答をいただいております。なお、前年度に1者から回答がありました「不可能な金額で応札した」という回答は、この度はございませんでした。

次に、 の応札金額が最低制限価格を下回った理由をどのように考えているかとの問いには、一番多かった回答といたしましては、「落札を希望した結果、積算した最低制限価格ラインぎりぎりの金額で応札を行ったため」という回答が、20者中、13者と一番多く、次に、「積算の結果、工事に十分対応が可能な金額で応札したが、設定された最低制限価格が予想以上に高かったため」との回答が6者、それから、「積算に誤りがあったことによる」という者が1者ございました。総括といたしまして二重丸を付して書いてございますが、先ほどご説明申し上げました内容について書いたものでございます。

次に、2の今後の対応についてでございます。平成24年度から、工事費内 訳書の書式を変更したところでございます。これにより、応札額の内訳金額の 確認が可能となりましたことから、それを分析しました結果、最低制限価格が 予想以上に高かったと回答した失格者の傾向といたしましては、共通仮設費、 据付間接費の経費が極端に低い金額になっているという傾向が見受けられたと ころでございます。

今後におきましても、見積徴取業者の範囲拡大、積算に関する情報提供、工

事費内訳書の徴取など、引き続き実施していきますとともに、失格者が発生する案件や、失格者の応札額の内訳金額などの傾向を調査した上で、新たな調査ですとか、入札参加者への情報提供の必要性を検討することとしております。

次に、2ページをご覧ください。ここでは、先ほどご説明いたしましたアンケート調査の結果を、案件別及び各応札別に、左側に工事名、右側に回答状況 欄を設け、それぞれの回答に丸印をつけて分かりやすく表示しております。

それから、3ページをご覧ください。参考といたしまして、1随意契約の状況について、それから、下のほうの大きな2番でございます、2入札参加者の辞退理由についてをそれぞれ年度ごとに表にあらわしたものでございます。それから4ページには、平成24年度における案件別、業者別の辞退理由を明記してございます。

なお、これら3ページ以降の調査事項につきましては、過去の意見書におきましてご意見をいただいた事項でもありますことから、継続して調査しておりますので、昨年度に引き続き、ご報告をさせていただくものでございます。

資料1の説明につきましては以上でございます。

田中会長 はい。ありがとうございました。ただいま、係長さんのほうから、昨年の意 見についての報告でございます。委員の皆さんご意見ございましたらどうぞ。 よろしいですか。

村山委員 ちょっと質問といいますか、よろしいでしょうか。

田中会長 はい、どうぞ。

村山委員 2ページ目の最低制限価格を下回った失格者が1者以上あった入札案件一覧で失格理由についてなんですけども、最低高額というところですかね、最低制限価格が予想以上に高かったというのは、この22番の工事に偏っているような気がするんですけれども、これは何か原因があるのかなというところをちょっと聞いてみたいですけれども。

田中会長 はい、他の委員さん関連するご意見がございましたら。ないようでしたら、 事務局お願いいたします。

神庭課長なぜかというところまでははっきりとは分かっておりません。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 特に何か最低制限価格の計算に何かあったわけでもなく、この工事について はそういう回答が多かったということでしょうか。何かあるのかなと思ったん ですけども。

神庭課長 特に何かあったという訳ではないようでございますけれども、このあたりについては、もう少し同じような案件が出てまいりましたら、引き続き比較検討の対象にさせていただきまして、分析をさせていただきたいと思います。

村山委員わかりました。ありがとうございます。

田中会長 その他ございませんか。

池田委員 ちょっと私の指定案件とだぶってしまいますが…。最低制限価格については。 その時にしましょうか。 田中会長では、その案件の時に。他にございませんか。

ちょっと、ここに座りながら質問というのもなんなんですが、一員としてちょっと気になる表現がありますのでお尋ねしますが、今の報告についての1ページの最後、「新たな調査実施や入札参加者への情報提供の必要性を検討する」という、これはどういう思いのことを言っておられるんですか。

足立補佐

特に具体的にこういう調査ということではないんですけれども、今後、またいろいろな問題点等出てきましたら、それに対応した調査ですとか、情報提供の必要性を検討してまいるということでございます。

田中会長 ちょっと理解が…。

ではもう一つ。そうするとその文章の上のほうに、失格者の多くは共通仮設費や据付間接費の経費が極端に低い、こういうあたりのパーセントというか、歩掛というかこれは、歩掛は出ていますよね。それは事務局としては、なんという表現をしたらよいでしょうか。物価本ですか、歩掛表ですか。今はそれは公表になっていますよね。事務局と業者と、そこの大きな隔たりがあるというのは、どういうことでしょうかね。その情報提供をされるのかなと。歩掛が違うんじゃないのというような情報提供をされるのかなと思って聞いたのですが。まあ、ここでストップしていてもいけませんので、そういう辺りをきちっと整理できればしてください。

その他ございませんか。ないようでしたら、報告事項については、以上で進ませていただきます。

こういう意見に対するまとめられた報告については、今後もきちっと整理されながら、頭に置きながら、適正な入札制度の運用をお願いしておきたいと思います。

# (日程4)審議事項

田中会長

では、審議事項に入りたいと思います。入札及び契約の運用状況についてということでございます。それでは、入りたいと思いますが、この審議は資料2の1ページにまとめてあります。この案件順にいきたいと思いますが、田原委員さんがご欠席でございます。田原委員さんのご意見が提出されておりますので、そのあたりを事務局のほうから朗読というか、説明いただきまして、順次進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず案件 1 についてさっそく田原委員さんの指定もありますけれども、後にいたしまして村山委員さんのほうから指定理由をよろしくお願いいたします。

村山委員

はい。1番の消防・救急デジタル無線施設整備工事ですけれども、これは参加希望型ではなく唯一の公募型指名競争入札であること、それから参加者の数が公募型にもかかわらず1名であったこと、金額も大きいことからこれを選定させていただきました。

それから疑問として挙がるのが、入札日が5月29日で仮契約が6月5日な

んですけど、実際の契約日までの日が空いているのが聞きたかったのと工期につきまして7月30日から始まって最終工期が3月31日までギリギリなんですけども、これはこういう長期的な工事というか契約が行われたのかどうかをお聞きしたいというところです。

田中会長

田原委員さんは全然視点が違いますでしょうか…。とりあえず田原委員さん の意見は後にいたしまして、では、ただいまの理由について回答をお願いしま す。

神庭課長

始めの2点につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきますが、まず、今回の案件のうち唯一の公募型入札ということ、それから参加業者が1者であること、金額が大きいことから選定されたということ、それと入札から契約まで日数が掛かっていることについてその理由をというご質問でございますが、本件工事の入札を公募型指名競争入札として実施いたしましたのは、本組合の公募型指名競争入札実施要領によりまして、予定価格1億5千万円以上の工事を公募型指名競争入札の対象工事とすることとしております。従いまして、予定価格がこれを上回っておりましたので、公募型指名競争入札として実施したものでございます。参加者数が1者であったことにつきましては、過去の実績と経営事項審査に係る電気通信工事の総合評定値が1200点以上ある者について10者程度はあったようでございますが、本件入札の参加申込をいたしましたのは、1者しかなかったということでございます。

そして、もう1点でございますが、入札から契約まで日数が掛かっているということにつきましては、地方自治法及び当組合条例の規定によりまして、予定価格1億5千万円以上の工事請負契約につきましては、議会の議決を得る必要がございますので、5月29日に入札を実施いたしまして、6月5日に仮契約をいたしました。そして、それを7月30日の議会において議決をいただきましたので、そこで本契約として成立したということによりまして、日数が掛かったものでございます。総務課からは以上でございます。

田中会長

そうすると、他の課で、担当課で何かありますか。

亀尾次長

最終的な工期ですが、契約上3月いっぱいまでとしておりますが、現実には3月22日で完成しております。これは、実質的な工事期間は6か月としておりますけれど、その後の完成後の、実際に工事が完成した後の電波の伝搬状態ですとか、設備、機器等の調整、あるいは試験、それから運用指導などもございまして、ベストな状態で引き渡しを受けるまでに、その残りの期間、これを試験・調整期間として設定させていただきましたので、そういったベストの状態で引き渡しを受けるという期間を含めた工期ということにしております。

田中会長

事務局のほうは以上ですか。村山委員さん、よろしいでしょうか。

村山委員

はい。質問の回答については理解しましたが、3億6千万円の工事で公募型にするということは、より多くの参加者を募るという目的で公募型、1億5千万円以上の工事は公募型でやっているにもかかわらず、参加者が1者っていうのは、ちょっと何らかの対策が要るんじゃないかなというのが個人的な思いで

す。分析といいますか、その1者しかなかったというのは、より多くの参加者が募る、3億6千万の工事といったら大きな工事ですので、より多く人が参加できるような何らかの対策が要るんじゃないかなというのは感想ですが述べさせていただきます。以上です。

田中会長

はい。これは結果でございますので、これはどうしようもありませんので、 今の村山委員さんのご意見は、重く受け止めておいていただきたいなという具 合に思います。よろしくお願いをいたします。

この案件について、他の委員さんどうですか。

池田委員 今までの公募型で1者でという例はあったのでしょうか。

神庭課長 公募型を導入しましてからは、今回が初めてです。

田中会長 よろしいですか。

池田委員はい。

田中会長 他はありませんか。では、田原委員さんの指定理由、質疑を読み上げていた だけますか。

足立補佐では、田原委員さんからの質疑でございます。読み上げさせていただきます。

消防局指令課発注の5件のうち、随意契約の2件、 48、 49以外の3件について、請負業者がいずれもNECネッツエスアイ株式会社中国支店となっています。たまたまの偶然なのか、同一業者が請け負う何か技術的なシステム上の理由等があるのでしょうか。あれば教えていただきたい。

なお、この質疑は案件 1、案件 8、案件 31と関連する質問でございます。

田中会長 はい。質問内容が3件一緒だということになっているようですから、この質問内容についての、3件についての説明をいただきたいと思います。

ちょっとそれますけれども、開会に確認しておけばよかったのですが、ちょっと手落ちしておりました。傍聴者の方おられますか。

(傍聴者2名あり)

田中会長 わかりました。

それでは、今の質問に対してのご回答をよろしくお願いいたします。

杉村課長 消防局指令課長の杉村と申します。よろしくお願いします。私のほうから説明させていただきます。

ご質問のありました 1消防・救急デジタル無線施設整備工事、 8消防局全国瞬時警報システム設備工事、及び 31古峠山中継局直流電源設備改修工事について、同一業者と契約を結んだことについてでございますが、これら3つの工事は直接関係、連動するものではありません。それぞれ単独で施工できるものであり、技術的なあるいはシステム上の理由は考えられません。従いまして、消防・救急デジタル無線施設や既存の指令システムを整備した工事業者以外も参加が可能ではございましたが、入札に参加した業者は、 1消防・救急デジタル無線施設整備工事の業者1者のみでございました。無線施設整備工事について1者が入札に参加し、他の工事は、いずれも2者だけでございまし

たけれども、その理由については測りかねているところでございます。以上です。

田中会長

はい、ありがとうございました。田原委員さん欠席でございます。田原委員さんに代わって、委員の皆さんご質問、ご意見ありましたらどうぞ。ありませんか。

では、進ませていただきます。次は 2、中井委員さんのご指定でございます。説明よろしくお願いいたします。

中井委員

これは前回の委員会の時も指摘したところなんですが、この受けた業者が、一番最初の施工業者だということで、修繕なんかについてもここの特殊な器具を使わないとできないというような回答をいただいたわけでございますが、そういう意味合いからすると、年間のメンテナンスという格好の形式になるんじゃないかと。メンテナンス業務を施工する場合については、請負業務というよりは、委託方式のほうが、かなっているのかなと思ったわけで、そういうことを検討されますかということを、前回も同じように言ったんですが、その辺の検討をなされたかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

田中会長 安藤次長 はい。事務局よろしくお願いします。

5の工事に分割をして発注しております。

年間の委託契約をすべきではないかというご質問でございますけども、この回転式破砕機の補修工事というのは、その1からその5まで5本に分けてやっております。その5本に分けた考え方のほうをちょっと説明させていただきます。まず、その1工事につきましては、機器の主要部材等の取替、補修でありまして、その性能に係る部分を施工するため、プラント機器に対する相当の知識、技術、経験が要求される工事内容となっております。従いまして、能力が問われておりまして、施工対象業者が限定されるのではないかと思っております。かたや、その2からその5の工事につきましては、消耗部材の肉盛補修や取替等で、プラント機器補修の経験を要する程度の工事内容となっており、あまり施工対象業者が限定をされないのではないかと思っております。さらに、その2からその5の工事につきましては、日常の機器保守点検により、部材の消耗及び劣化状況等を確認し、必要な補修を適切な時期に行うことが効率的であることから、4本に分けております。以上の理由によって、その1からその

そこで、このことを踏まえてお答えしますけれども、年間補修委託契約として実施する場合につきましては、通常、機器の診断を含めた仕様での業務委託になるというふうに考えておりまして、このことによりまして、当該機器の予防保全についての高度な見地での見解が得られるとともに、費用対効果も増すことになりますが、これには、その2からその5の工事もあわせて診断するということで可能となり、その1からその5までの一括発注の方式となります。この一括発注の方式を採った場合につきましては、先ほども申しあげましたとおり、その1工事の内容に対応可能な、プラント機器に対する相当の知識、技術、経験を有している業者のみが委託対応の対象となるとともに地元の中小業

者にとりましては、対応可能なその2からその5の工事の受注機会が減るということになります。また、その2からその5の工事につきましては、年間を通じて工事の日程調整の柔軟性、作業員の確保を要するということになりますので、受注者には一年間の対応のリスクが生じて、受注を困難にするという結果になることも考えられます。

こういった今述べました考え方とデメリットがあるということから分割発注 をしております。以上でございます。

神庭課長

ただいま、環境資源課の安藤次長のほうからお答えいたしましたが、それに加えまして、またちょっと違う観点から、総務課のほうからお答えさせていただきますと、ただいまの年間補修委託契約とすべきではないかというご質問についてでございますが、本組合におきましては、平成19年度にリサイクルプラザにおきまして、修繕業務等の偽計入札妨害事件が発生しておりまして、この事件は機械設備保守点検業務委託業者が機器修繕業務をあわせて受注しようと画策したことによるものでございますが、その教訓をもとに平成20年度から業者と組合の業務区分の見直しを行いますとともに、補修契約の方法についても見直しを行い、修繕工事と密接な関係のある保守点検への業者関与をなくし、不正のし難い、予定価格を事前公表して郵便入札で入札を行う工事請負契約として、補修工事ごとに工事契約を行うよう改めたものでございます。

従いまして、年間分を一括した補修委託契約のような形で、入札の不正が行い難い工事請負契約から委託契約へ移行していく考えは今のところございません。

田中会長

説明は以上ですね。どうですか、中井委員さん。

中井委員

だから、前回も同じようなことを言ったんだけど、その業者しかできないって分かっていて、その2工事についても同じ業者が入ってくるということ?それは、請負業務に適するかどうかということを私は聞きたかったです。それとも他に同等の業者があって、そういうことができるんであれば良いんだけど、ここの業者しかその特殊能力を持っていないという説明の中で、同じ業者がこうして受注するという競争入札の方式が適正かどうかなというふうに思って質問しているんですが、その辺はどうですか。

田中会長

お願いします。

黒田主査

環境資源課の技術第一係長をしております黒田と申します。よろしくお願いいたします。先ほど次長のほうから申しましたように、1から5まで分割しておりますので、その点では各者、入札、応札に参加しておりまして、落札業者も違うというふうに思っております。会社名を具体的に申すわけではありませんが、約2者くらい応札しておりますし、その1につきましても、参加業者は1者のみならず、2者程度きておると。

田中会長

よろしいですか。

中井委員

まあ同じことの質問になるので...、分かりました。

田中会長

中井委員さんの意図というものも十分ご理解をしていただいて、今後の入札

に活かしていただいて、より適切な入札に運用を行っていただくようにお願い しておきます。

足立局長 会長さん、ちょっとよろしいでしょうか。

田中会長 はい、どうぞ。

足立局長 先ほどの中井委員さんのご指摘でございますけれども、従来だと中井委員さんが仰るとおりの方式が一番良かろうかと思いますけれども、今、総務課長が申しましたように、過去の事件等がありまして、強くそういうことを求められておりましたので、そういった観点からもって5つに分割したという経緯がございまして、以後、そういった方式をずっとやってきていますけれども、それなりに検討しつつ、いろんな角度から研究はしていきたいと思ってはおります。ただ、現時点では19年に発生したものですから、まだ年が浅いものですから、そういう方式を採らせていただいているということでご理解いただきたいと思います。以上です。

田中会長 ちょっとごめんなさい、確認させてください。その事件があったというのは 何年度ですか。

足立局長 19年度です。

田中会長 19年度、われわれは。

足立局長 それ以降にこういう入札制度をきちんとしないといけないということで、こ ういう会を立ち上げております。よろしくお願いいたします。

田中会長 今、局長さんのほうから補足がありましたが、よろしいでしょうかね。

中井委員はい。

田中会長では、次に進ませていただきます。

案件 3、これも中井委員さん、えー、3番、9番、13番、同じ質問になっておりますので、一括で審議したいと思います。よろしくお願いします。

中井委員 今の破砕工事の関連ばかり指定したんですけれど、前回もあったように、応 札してくる業者が、メンバーが大体同じ、その辺はどうなんですか。

神庭課長 ご質問の参加業者がどうかというところからまず説明させていただきますと、 3のリサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その2でございますが、これは 資料2の11ページの工事入札執行表のほうをご覧いただきますと、 3については、新明和ウエステックと島井組プラント、米子機工の3者となっております。 9につきましては、資料2の39ページ、この工事入札執行表のほうにありますが、これを見ていただきますと、 9は王子エンジニアリング米子事業部、後藤工業、日成工業、新明和工業中国支店、米子機工の5者となっております。続きまして、 13リサイクルプラザ回転式破砕機補修工事その4でございますが、これも資料2の50ページの工事入札執行表のほうになりますが、これをご覧いただきますと、日成工業、新明和工業中国支店、後藤工業、米子機工の4者となっております。参加業者は以上でございます。

中井委員 これは、行政側の話ではないと思うんだけど、受けるほうの業者の立場の中で、この辺の情報を持っていて、話し合いの中で決めて出てくるのかなという

ふうな疑いも持たれるんだけど、その辺のことは懸念はなかったですか。

足立局長

実際の受ける業者も限られてきます。ただ、見ていただくようにそれぞれメンバーが同じようで、入れ替わったりもしていますし、私どもが受けた印象では、そういうことはないように伺えると思っております。ただ、それは相手側のことですから、具体的にどうかということは推測でしかものが言えませんけれども、私どもの印象としては、入札するほうの印象としては、環境資源課の関係の入札については、そういう恐れは少ないように思っております。以上です。

田中会長 よろしいですか。

中井委員はい。

田中会長他の委員さん、よろしいですか。

では、次に進みます。案件 4、村山委員さんよろしくお願いします。

村山委員

はい。4番の工事につきましては、工事成績が全ての工事の中で一番よくありませんでしたので、その理由、そんなに難しそうな工事ではなさそうな気がしたんですが、どういった理由でこの低い評価になったのかということと工事成績、ちょっとルールのほうは記憶にないんですけれども、どう活かされているのか、例えば、成績と入札件数あるいは落札率との間に何か関係があるのか、何らかの傾向があるのか、その辺の分析はされているのかというところをちょっと教えていただけたらと思います。

高浜次長

まず、最初のご質問でございますが、この記載をされております中で65点という一番低い点数の原因は何かというお尋ねでございますが、これは先ほど委員さんも仰ったように、ただの白熱電球をLEDに取り替える単純な工事でございます。工事状況につきましては、特に不具合もなくごく普通の仕上がりでございます。普通の工事でございますので、65点というのは他の工事に比較しまして、劣っているというのは全くございません。ただ、書類の中で、工事写真が若干、不鮮明なところがあったという程度でございまして、ごく普通の工事であれば、この65点というのは普通の点数でございます。

次に評価の内容でございますが、単純にこの工事の仕上がり具合を評価する ものでございまして、入札件数とか落札率とか、そのあたりは判断材料とされ ておりません。以上でございます。

田中会長はい、説明は終わったようですが、どうでしょうか。

村山委員では、ごく単純なとういうか、仕上がりが普通だと65点くらいと。

高浜次長 はい、そうでございます。

村山委員 ということは、今回一年間入札して、工事した中で、ちょっとどうかなという工事は1件もなかったという理解でよろしいですね。

高浜次長はい、そのとおりでございます。不具合な工事はございませんでした。

村山委員はい、分かりました。

田中会長 よろしいですか。

村山委員 はい。

田中会長 他の委員さんよろしいですか。

では次に進みます。次は7番、池田委員さん。7番と10番と質問が同一になっていますので、2件一括で。

池田委員

中身をちょっと知りたいと思って提出したんです。 4年目になるといろいろ 細かいことは大体分かりだしたもので、全体的な部分をお聞きしようかなと思 って。実はですね、7番、10番、結構、高額で参加業者も多いんで、入札状 況はどうだったのかなと思ってのことなんですけども、先ほど最初の資料1で いろいろとお話を聞いたのですが、積算要領の公表等で、ある程度価格が分か るような格好での入札になっていて、かなりオープンにされているのかなと、 それはそれで非常に良いことなのかなと思いました。あと 7の最低制限価格 というものが、工事では必要なんでしょうけども、本当に必要なのかなという 印象を実はこの7番の入札をみて感じました。24ページで一番低いのが中電 工米子支社で1,584万円、それで落札された松東電機が1,596万円で その差は12万円くらい。あと失格になったところの一番高額なところと松東 電機さんの差というのが7千円、7千円で失格となってるんですよね。最初の 話になるのですが、本当に最低制限価格が適正なのかどうなのか、どういう風 に最低制限価格を決められたのか、本当に今の時代、この最低制限価格は必要 なのかなあという気がしたものですから、資料1でも最低制限価格ギリギリで したとか、工事は可能だという業者が多いもんですからその辺がどうなのかな と思って指定しました。

田中委員神庭課長

はい、事務局のほうよろしくお願いします。

まず、ご質問の詳細な内容ということにつきまして、初めにご説明させていただきたいと思いますが、資料の2をご覧いただきたいと思います。まず、7でございますが、資料2の23ページから34ページにかけて、本案件の関係資料を載せております。23ページのほうには工事の発注表、24ページに業者指名票と工事入札執行表を載せております。参加業者は、ご覧のとおり19者となっておりまして、25ページ以降には入札金額の工事内訳書をそれぞれ載せております。落札した者は、6者は最低制限価格を下回って失格となりまして、失格者を除いたもののうち、最低価格を入札した松東電機が落札率87.82%で落札をしております。入札後に取りました、失格理由のアンケート調査によりましては、6者とも自社が積算した最低制限価格ギリギリで応札して失格となったというような回答だったようでございます。

続きまして、案件 10のエコスラグセンター各機器補修工事の詳細でございますが、資料2の43ページから48ページのほうに関係資料を載せております。43ページのほうには発注表、44ページに業者指名票と工事入札執行表、そして参加業者につきましては、8者となっております。45ページ以降には入札金額の工事内訳書をそれぞれ載せております。本案件につきましては、失格者はございませんで、最低価格を入札したウォーターエージェンシーが落札率87.81%で落札をしております。詳細につきましては、以上でござい

ます。

田中会長はい。追加説明はありますか。以上ですか。

池田委員さんよろしいですか、今ので。

池田委員 答えになっていないような気がします。

田中会長担当はどなたですか。

神庭課長はい、会長。

田中会長はい。

神庭課長

最低制限価格が必要ないのではないかというご意見についてでございますが、 地方自治法第234条第3項のただし書きにおきまして、「ただし、普通地方公 共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定 価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて 申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。」という規定がご ざいます。それを受けた地方自治法施行令第167の10第2項で「工事又は 製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約 の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらか じめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申 込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格 以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者 を落札者とすることができる。」と規定をいたしております。これにつきまして、 最低制限価格制度の対象契約が工事と製造その他の請負契約に限られておりま して、これは、物品の購入契約に基づいてなされる履行の内容は、その履行が された時点で十分な検査をすれば、当該履行の内容が適正なものであるかどう かが分かり、検査を十分にやることで適正な履行が確保されるのに対しまして、 工事又は製造その他の請負の契約に基づく履行内容は複雑で、履行期間も長く、 検査能力に限りのある地方公共団体にとって履行検査だけで適正な履行を完全 に確保することは困難であるという考え方に基づいて施行されている制度でご ざいます。従いまして、工事又は製造の請負につきましては、本組合におきま しても最低制限価格を設けまして、適正な履行の確保を行っているというとこ ろでございます。

田中会長 よろしいですか。

池田委員

あの、要するにできる規定なんですよね、法律は。できる規定なんで特に必要があると認めるということで。ですから、例えばこういう部分についての最低制限価格というのは、広域ではこういう風に決めているという規定がきっちりなされているかどうかと、聞いたかもしれませんが、その辺はどうなんでしょうか。政令とかはできる規定なので、それを受けて広域の中でこういうふうに取り組んでいるというようなものが明文化してあれば良いと思うんですが。なんで気になるかというと7千円の差で失格と落札とあるんですよね。こういう場合について、こうこうこういうことだからこうだよという説明責任がきちっと果たせるようになっていればそれで良いと思うんですけど、ちょっとそこ

がお聞きしたかったとこです。また、この内訳書でね、25ページで、現場管理費が落札のところは200万、最低で失格となったところは83万円、でも直接工事費は中電工のほうが高いんですよね。ここら辺でやっぱり中身の検討なんかも今後されたらどうなのかなという気がちょっとしたもんですから、それでちょっと申し訳ない、事前に質問を言ってなかったですけど、中身を見てからお聞きしようかなと思っての質問です。

神庭課長 ただいまの委員さんからの最低制限価格をどういう工事に設定するかということについて、組合で規定があるかというご質問についてでございますが、組合の建設工事最低制限価格設定要領を作っておりまして、この中で、最低制限価格は第3条におきまして、最低制限価格は組合が発注する建設工事のうち予定価格が1億5千万円未満の入札に付するものについて設けるものという具合にしております。従いまして、本件につきましては…。

池田委員 設けるというのは、例えば、幾らか、何パーセントかというのは決めてある んですか。

神庭課長 計算式を作っておりまして、大体予定価格の90%になるように…。

池田委員
それは要領で決まっているんですね。

神庭課長 そうです。

池田委員 要領は広域の何かの、設置何とかに基づいてできているということですか。 要領だけだと、その要領は何に基づいて作っておられるんですか。

神庭課長 要領は、基づいてということではないですが、法律に設定することができると…。

池田委員 法律に基づいてということですか。

神庭課長そうです。

池田委員 その要領を作るときに何々の法律の第何条に基づいてこうこうこういうふう にすると書いてあるということですか。

神庭課長 書いております。

池田委員 それが知りたいです。

神庭課長 先ほど申し上げました自治法施行令の第167の10第2項の規定の最低制限価格を設けるにあたり必要な事項を定めるという具合にしております。

池田委員 分かりました。

それでこれは要望なんですけども、工事費内訳書の25ページで直接工事費を多く見積もっているところのほうが…、ここまでいったらあれなんでしょうけども、現場管理費というのがこんなに違うもんなんでしょうかね。入札で。あんまり変わらんような気がするんだけど、200万円と80万ですごく差がありますが、こんなに違うもんですかね、業者によって。

現場管理費というのは大体、具体的にはどういうことですか。

黒田主査 憶測でございますけども、会社によりまして、直接工事費に何パーセント掛けて現場管理費にするというような形を取っております。それで、その掛け率がですね、各者によって大分違うというような形もあります。

池田委員 大体工事費にパーセント掛けますよね。それは各業者でやっぱり違うという ことでしょうか。

黒田主査 はい。そうです。単純にパーセントを掛けて現場管理費を出される業者もおられます。その掛け率も大分違うと。ただ、見ますに、最終的なトータル金額、これがみてありまして、中の過程でですね、これは会社の特徴がありますので、さっき言ったような掛け率の、それで最終的にこういった形で中電さんと松東さんを比較いたしますと、最後の金額はさほど変わらないというようなことになります。

池田委員 なんか、この現場管理費がこれだけ違うのに違和感を感じているんだけども、 別に感じられませんか。

黒田主査 それとですね、機器を下請さんから全部任せてですね、そうしますと元請さんとしますと現場管理費は要らないと、それをどこに持っていくかというと、直接工事費の中で、下請さんに係るものは計上しておくという形も取られますので、これに関しては、ちょっと推測ですけども、直接工事費の中に下請さんに係るお金を全部入れておられて、現場管理費は直接中電さんに関わる費用を計上されているということもみられると思います。

田中会長 よろしいですか。こういう場で言うのもなんですが、現場管理費というのは それぞれの業者の考えでそうなってるもんですか。大体あの、設計の基準単価 その他、公のものが出ていますよね。そこらには規定はないんですか。

黒田主査 普通の歩掛ですね、これに関しましては、我々が設計する段階ではちゃんと 規定がございまして、何パーセントという具合に出てきますけど、これはやは り会社によってその通りにやってこられるか、やってこられないかは会社の自 由だと思います。

田中会長 いくらかの融通範囲はそれぞれが持つと思うけども、極端に違ってくるなんでいうことの考え方が、どのあたりで出てくるのかなというのが、私も池田委員さんと一緒なことでして、そのことは、報告資料にあった今後の対応についてのところで、共通仮設費、据付間接費等が極端に低い金額になっていると、今後は再度、情報提供の必要性を検討するということになっていますので、じゃあその情報提供が、歩掛がおかしいんじゃないかなというみたいな話なのかなと思って今見たりしていますけども。これとの、仕上げられた文言と質問や答弁の整合性というのか、そのあたりは疑問に思っておられませんか。

黒田主査 一般的に一般管理費でご説明いたしますと、今回の工事を是が非でも取りたいというような形ですと一般管理費の中で、今後会社の運営に関わるものは撥ね除けて、今回の管理費に係る儲けだけ考えて入札するという考え方も業者さんにはおられますので、一般管理費でもその都度変わってくると。本来会社の運営も含めて一般管理費というのは積算されるというふうに通常はそうなっておりますけども、今回に限っては、是非ともこの工事は取りたいというときには今回の儲け代だけというような形になると思います。

池田委員 現場管理費ですよ。

黒田主査 ですので、そういったことで一般管理費でご説明いたしましたけれども、現場管理費についてもそれに似たような形での積算方法をされるかと。

神庭課長はい、会長。

田中会長はい。

神庭課長 ただいま、環境資源課の黒田主査から申し上げておりますのは、あくまでも 主査の推測でございますので、業者から聴き取り調査をしたことではございま せんので、そこら辺の聴き取り調査等をやったことがございませんので、はっ きりとしたことが分かっておりません。従いまして、一番肝心な予定価格は事 前に公表しておりますので、それで最低制限価格の計算式も公表しております。 それは大体、予定価格の90パーセント程度になるような計算式になっている ということで、そこから逆算をして、どこかで調節をされる可能性があると、 そのどこかが、現場管理費であるとか一般管理費で調節をされて、会社の価格 にされているかもしれません。

池田委員 公表すると大体逆算されるんですよね。

田中会長 最低制限価格の算式も公表しておられるんですね。

神庭課長 しております。していますが価格は…。

田中会長 公表してあるということは...。

足立局長 似たような金額は推測できるかも…。

神庭課長 算式は公表していますが、価格そのものは公表しておりませんので。

池田委員 価格は公表しておられないですよね。

神庭課長 最低制限価格は公表しておりません。計算式だけです。その計算式に使うそれぞれの金額が、業者さんで違っておりますので…。

池田委員 なので、計算式をみて、自分のところで計算して、そしたら計算が間違っとってなると。それで、後で適当に辻褄合わせして適当にここに金額を入れると。

神庭課長かもしれません。それははっきりと分かりません。

田中会長 よろしいですか。

池田委員 まあ、資料1にも今後のことも書いてあるので…。

田中会長 結果のことで今の7番あたりのところが資料1に現れたということかもしれませんので、まあ、そのあたり、今後も十分よろしくお願いしておきたいと思います。

## (傍聴者2名 退室)

田中会長 では、次、今度は14番ですか。14番、16番が同じ質問になっています ので、村山委員さんのほうからあわせて理由説明をお願いいたします。

村山委員 14番と16番の工事につきましては、両方とも参加者数が1者で請負業者 が同じだったので、ここでしかできない工事なのか、この工事内容等について 確認したくて挙げさせていただきました。

田中会長事務局お願いします。

神庭課長 14と 16の工事の質問でございますが、まず 14の白浜浄化場脱水 設備補修工事につきましては、資料2の53ページのほうに発注表、54ペー

ジに業者指名票と工事入札執行表を載せております。 16につきましては、白浜浄化場し尿貯留槽ほか防食改修工事でございますが、資料2の56ページに発注表、57ページに業者指名票と工事入札執行表をそれぞれ載せております。本組合におきましては、参加希望型の指名競争入札制度を導入しておりますので、入札に参加する意思があって入札に参加する資格を有する者の全てに入札参加の機会を確保しており、競争性が保たれているということでございますので、入札参加者が1者であっても有効な入札として入札を実施しているところでございます。先ほど言いました、53ページ、56ページのそれぞれの発注表のほうを見ていただきますと、これらの入札案件につきましては、入札の参加に当りまして特別な条件等は付しておりません。付けておりますのは、構成市町村のいずれかの市町村に入札参加資格を有していることと入札参加者が指名停止措置を受けていないこと、この2つでございますので、これで参加者を募集いたしましたけれどもこの2件の入札案件につきましては、いずれも入札参加者が1者しかなかったということでございます。以上でございます。

田中会長

説明は終わったようですが、よろしいですか。何かありますか。

村山委員

この14番の脱水設備というのは、もともとアタカさんが製作された製品ということで、実質、他の業者では、ほぼ不可能というふうに考えたほうがよろしんでしょうか、補修工事としては。

安野係長

施設課工務係の安野と申します。よろしくお願いいたします。

他のメーカーでも補修は可能かということでございますけれども、実際にやろうと思えば可能でございます。できます。ただその中でもアタカさんしか応募がなかったというのが現状でございます。こちらの立場といたしましては、どういう業者がされても全く変わりはないという判断をしております。以上です。

池田委員

特にアタカさんが何か特許を持っているというということではないということですよね。

安野係長

それはございません。

田中会長

よろしいですか。

村山委員

16番の貯留槽も特にアタカさんがという訳ではないんですよね。

安野係長

これに関しても同様でございまして、貯留槽と申しまして水を分離する槽なんですけれども、アタカさんが当然、最初、建設当時に設置はされましたけど、全く他の業者さんでも防食技術をお持ちでしたら施工可能でございますので、それで1者しかなかったということでございます。

村山委員

最後によろしいですか。

田中会長

はい。

村山委員

16番の工事は辞退されているところが1者ありますが、この辞退理由は。

林原主幹

入札財政係の林原です。先ほどの件の辞退理由ですが、資料1の4ページの ほうをご覧いただきますと、 16の白浜浄化場し尿貯留槽ほか防食改修工事 の辞退者の辞退理由のほうを書かせていただいております。こちらの理由が、 今回の案件の仕様の内容をご検討された結果、防食被覆工事の保証のほうが会 社として難しいということで、申し込まれたクボタ環境サービス中国支店さん がご辞退をされていることになっております。以上でございます。

田中会長 よろしいでしょうか。

村山委員 はい。

田中会長他の委員さんよろしいでしょうか。

(「ありません」という声あり)

田中会長 それでは次に進みます。22番、中井委員さんよろしくお願いします。

中井委員 これは資料をいただいて、中を見たので内容は分かりました。

田中会長 それでよろしいですか。

中井委員はい。

田中会長 せっかくの提案です。他の委員さん、ございましたら。よろしいですか。 はい、では進みます。25番、村山委員さんお願いします。

村山委員 これも内容は確認したんですが、入札の落札率が99.49パーセントと高 かったので、内容について確認したかったんですけども、これは、工事内容的 には特に難しい工事ではなく、どこでもできるような仕事なんでしょうか。

神庭課長 庁舎に係る改修建築工事でございますので、難しいということではなくて、 一般的な建築工事業者ができる工事だと思っております。

村山委員 通常の建物の補修をするということで。

神庭課長そうです。

村山委員 それにしては、ちょっと参加者が少ないんじゃないかなという気もしたんですけども、これにつきましては、たまたまということでしょうか。では、これは良いです。

田中会長 はい。入札関係は終わります。 改めて確認します。傍聴者の方はおられますか。

林原主幹 退室されたようです。

田中会長 では、傍聴者は退室されたようですから、問題ないようですので、随契に入ります。

35番は中井委員さんと村山委員さんと田原委員さんですが、中井委員さん、まず。

中井委員 指定理由に書いてございますように、10回徴収した見積内容と見積回数の制限があるのかないのか、それから10回もずっと見積もりを出させて、どんどん続けておられますが、金額差で(非公表)一担当者がその日に来て、その判断でそこまで金額を抑えながら10回も、随契の回数でやられたということについて、その辺の見解はどういうふうにお考えなのかと聞きたかったのですが。

田中会長村山委員さん、同じような感じですか。

村山委員 そうですね。

田中会長 村山委員さんも一応指定理由の説明をお願いします。一括で回答いただきます。

村山委員 私につきましても同じなんですけども、10回になっている理由が知りたいということです。

田中会長はい、では事務局お願いします。

随意契約におきます見積合わせでございますけれども、見積りを10回徴取 したということにつきましては、内容といたしましては、資料2の72ページ の上のほうの見積調書に契約決定に至るまでの見積金額の推移を書いておりま す。見積回数につきましては、特に回数の制限がございませんので、見積価格 が、随意契約におきましても予定価格を設定しておりますので、見積価格が予 定価格に達するまで何度でも見積依頼をさせていただいております。私どもと いたしましては、何とか契約をさせていただきたいということで、達しており ませんと再度見積りをお願いするという格好でございまして、おそらく、見積 される業者のほうで金額が折り合わないということであれば、その時点で折り 合いませんということで回答されるのではないかと思いますが、10回しても お付き合いいただいて、価格を提示していただきましたので、最終的に予定価 格に達するまで価格提示いただいて、契約させていただいたというところでご ざいます。それで、これは1日で見積り10回を頂戴したということではござ いませんで、ファックスで提示いただきまして、それについて予定価格に達し ておりませんということでご回答して、再度会社内で検討されてまた回答いた だいた、見積りをいただくということを繰り返しまして、2日間で予定価格に 達した見積りがでましたので、それで契約をさせていただいたということでご ざいます。

田中会長 よろしいですか。はい、どうぞ。

中井委員

神庭課長

この見積もりの日程の関係なんですけど、前回も同じようなことがあって聞いたら、その日のうちにやりましたといって、そのあと訂正で後日、2日に分けてやりましたというようなことがあったので、確かにこれだけの金額を一担当者が来てその場で一日に10回も見積りするということが可能なのかどうかということがちょっとあったものですから。それと、やっぱり1者に対して何回も見積りを取るということは、何か不自然かなと思って。相対する業者が2者くらいいて、再度お願いしますということで下げていくのなら良いんだけど、1者に対して10回も20回もやって、達するまでやりますということは、いかに受けてもらうからといってもちょっとやり方がクエスチョンになってくると思うんですよね。やっぱりこれ、回数なんか制限したほうが良いと思いますよ。回数を定めなくても良いという、何か文書の規定があるの。

神庭課長 定めなくても良いということではなくて、何回しかできないというような規 定はございません。

中井委員 同一業者に。

神庭課長そこら辺の規定もございません。

田中会長 随契だからね。

神庭課長 そうです。ですので、どうしなければならないというのがございませんので、 うちは予定価格がございますので、それに向けてお願いするという格好できて おります。入札の場合は、参集して入札していただ場合には3回までと決めて おりますので、そこら辺と比べますと、いささか回数も多い結果になっており ますので、そこら辺、1者に対して10回ということについては、今、委員さんのほうからご指摘いただきましたので検討させていただいて、妥当性も含めまして検討させていただいて、今後、活かさせていただきたいと思います。

田中会長 難しいですよね。実際。随契なので。入札よりも随契のほうが良いという随 契理由があってやっておられるでしょうから、あなたは3回したからダメとい うことにも。なかなか良い理由がたちませんよね。難しいですね。

池田委員 回数を切って、達しないからといっても。設計の見直しということになって も、手間もあると思いますが。

田中会長 随契理由もいくつかの理由の中からしておられるでしょうから、その理由が 数者に適用できるなら、入札されれば良いことですから。なかなか難しいとこ ろとは思いますけれども、中井委員さんの気持ちも分かるでしょうから、検討 できるところは、今、課長さんも検討するということでしたので、そういうことでお願いしたいということで次に進みます。よろしいですか、中井委員さん。

中井委員はい。

田中会長村山委員さんもよろしいですか。今の回答で。

村山委員ちょっと教えてもらうだけ、聞いてみても良いですか。

田中会長どうぞ。

村山委員 折り合わなかった場合はどうなるんですか。実質ここしか。もう1回予定価格の組み直しになるんですか。例えば、5回目くらいでこれ以上安くなったら 受けられませんということになったら、どういう手続きを取られるんですか。

神庭課長 入札で不調あることと同じであると思いますけれども、設計の中身を変えて 予定価格を変えるであるとか、工期を見直すであるとか、いろいろな面で見直 すことが適切であるのであれば、予定価格、設計等について見直しをして、再 度見積りをお願いするというようなことになると思います。

村山委員そういう事例はあるんですか。

神庭課長 ないようです。

村山委員 分かりました。ありがとうございました。

田中会長 よろしいですか。

村山委員はい。

田中会長では、次に進みます。

49番、田原委員さんが欠席ですが、49番について回答をいただきましょうか。どうぞ。

足立補佐 田原委員さんからの質問でございますが、35番と49番、同じような内容でございますが、35番は10回、49番は9回の見積りで契約が成立してい

ますが、予定価格が低すぎる等の問題はないでしょうかというご質問でございます。

田中会長

はい。では回答のほうよろしくお願いします。

杉村課長

では、49番のほうについて回答させていただきます。この古峠山中継局デジタル無線装置修繕工事につきましては、予定価格は適正に設定しており、無理な価格設定はしていないものと理解をしております。この工事の対象装置につきましては、平成22年度に国の実証試験事業により日本電気株式会社が整備したものでありまして、日本電気株式会社の固有の方式で構成されております。そのため、他のメーカーでは修繕は不可能なため、この業者1者と随意契約の見積りを取ったところでございます。業者にとりましては、1円でも高く契約したいという気持ちがございますし、消防局のほうとしては少しでも安くということで、小刻みに金額を下げた結果が回数が重なったというふうに推測をしております。以上でございます。

田中会長

はい。田原委員さんに代わって、委員の皆さん、ご意見ありましたら。金額が少ないので、(非公表)落ちているようですね。ご意見ありませんか、よろしいですか。では、この案件は終わります。

そうすると、全体終わりましたが、池田委員さんのほうから全体的な質問ですかね、出ておりますので、これについて審議させていただきます。それでは、 理由説明をお願いします。

池田委員

一覧表をぱっと見たときに、えらい新明和工業さんが多いなと、8件、全体で見たら8件あったんで、なんでこれだけ、この会社が多いのかなと思って、他でも入札に参加しておられて、他では落ちているというのがあれば、まだ安心できるんですが、例えば、申し込んだ全てこの方が受けていたらなんか嫌だなあと思っての質問です。

神庭課長

平成24年度に実施いたしました参加希望型指名競争入札は、全部で33件 ございまして、そのうち新明和工業中国支店が参加した案件が11件ございます。そのうち、11件のうち、新明和工業が落札いたしましたのは7件となっておりまして、参加案件の63.6パーセントを落札したという結果となっております。ご質問中の8件の案件のうち、1件の案件は随意契約の案件となっております。以上でございます。

田中会長 池田委員さんよろしいですか、今の説明で。

池田委員新明和中国支店さんは、米子にあるんですか。

神庭課長 広島です。

池田委員 県内業者ではない。事務所がこっちにあるとかではないですか。

神庭課長ないです。

田中会長よろしいですか。納得いかないですか。

池田委員 良いです。

田中会長 一応、委員さんから指定いただきました案件については終わりました。全体 的に委員さんからどうしても何か聞きたいということがありましたら、お聞き しましょうか。どなたでも良いです。

池田委員 最低領

最低制限価格が何か難しいですよね。前はね、めちゃめちゃ安く下げた人があって、こういうことで制度ができたんですけども、これをみると何かめちゃめちゃなところもないですし、そうすると何か、設けなかったらもうちょっと安くできる、入札できるという気もするし、設けなかったら設けなかったで説明責任を果たしていないとか言われるし、何か以前と比べて、めちゃめちゃな低価格でされるところは最近ないですよね。出ますかねまだ。

神庭課長

工事につきましては、先ほどご説明しましたように、最低制限価格の計算式 も公表しておりますので、その計算式が意図している割合についても大体、概 ね 9 0 パーセントということも出しておりますので、それを考えたら、そう離れたところで入札されても落札の可能性が低いということで、それはあまりないと思います。

池田委員 まあ、見ると、例えば失格者と一番高いところとそんなに差がない、1千万 工事で90万いくかいかないかくらい。何か…。

田中会長 よろしいですか。審議事項、運用状況については、終わらせてもらって良い ですか。

(「はい」という声あり)

田中会長はい。それでは、審議のその他で事務局からはございますか。

神庭課長 ございません。

田中会長 委員の皆さんからは。ありませんか。

(「ありません」という声あり)

田中会長

また、この真ん中に座っていて、ちょっとごめんなさいですけども、資料を送っていただいているので、この審議会条例の第2条に所掌事務が書いてありますけれども、過去3回、これで4回、1項の運用状況についてはこうやって入札した中から審議しておりますけれども、2項の苦情の処理、3項の不正行為、4項のその他事項、そういう案件は全くないということの理解で良いですよね。

神庭課長 そのとおりです。

田中会長はい、分かりました。

皆さんのほうでご意見ないということでしたので、そうしますと、最後に本 審議会の意見として管理者のほうに上げるご意見がありましたら、お願いいた しますが、どうしましょうか。今日、かなり質疑というか、意見も出ましたけ ども、過去のものとそんなに大差がないような気がいたしまして、今回改めて というような意見のまとめがありますかね。よろしいですか、特別。

村山委員 私が最初に言いました公募型が今年初めてということですので、この公募型 をやった結果を検証して、初めてのことですので検証していただきたいなとい うのはあります。

田中会長 はい。それは、では意見として上げさせていただきます。その他にありませんか。よろしいですか。

では、事務局にお願いしておきますが、今、村山委員さんからありました公募型についての検証をお願いするというあたりでよろしくお願いいたしますし、一つでさみしいということになれば、大体同じような意見が出ておりますので、そのあたり、委員の意見を受け止め改善していくとか、改善というものはなかったですね、検討事項はありましたか。まあ、そのあたりでちょっとまとめていただけますか。よろしいですか。

(事務局から「はい」という声あり)

田中会長

大体同じような感じの意見が出ておりますけれども、今日の私の個人の思いが入ってしまうかもしれませんけれども、今日の資料 1 の今後の対応についてのあたりをきちっと受け止めていただいて、何か表現をしていただければと思っております。

そういたしますと、大体私のほうからの日程は終わりですが、その他ありま したら。終わってよろしいですか。

(「はい」という声あり)

### (日程7)閉会

田中会長

それでは、以上、予定されました審議案件すべて終了させていただきました。 まあ、同じような意見も繰り返されてたりしておりますので、事務局のほうと しても、この入札問題大変だと思いますけれども、今後も行政管理組合の入札 制度が適正に執行されますようにご努力いただきますことをお願いして、今日 の審議会を終わらせていただきます。事務局の皆さんありがとうございました。 委員の皆さんもありがとうございました。

閉会 15:30